

■ 農業用機械器具等小売業（平31.4）

法第34条第1号の許可基準第2項2号、第3号、第4号及び第8号の規定は、別表に掲げる農業用機械器具等小売業（日本標準産業分類6041、6042、6043）（修理を目的とした修理業を含む。）に係る店舗等で敷地が6メートル以上の道路に接するものについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1）許可基準第2項第2号 申請地は、市街化調整区域の既存集落の建築物の敷地に近接する土地であること。
- （2）許可基準第2項第3号 建築物の延べ面積は、事業計画に照らし適正なものであること。
- （3）許可基準第2項第4号 申請地の規模は、2,000平方メートル以下であること。
- （4）許可基準第2項第8号 店舗等の管理施設及び倉庫の規模は、事業計画に照らし適正なものであること。